

(別紙1) 実効性ある規制体系構築に関する日本鉄リサイクル工業会の提言と要望について①

【廃掃法改正の目的】生活環境の保全と適正な国内資源循環の促進

【規制の目的】 ①不適正事業者が事業を行えないようにすること

②国内の資源循環を担う適正事業者の事業継続を圧迫せず、保護育成を図ること

【本検討会の目的】上記目的を実現するための実効性ある規制体系の構築

1. 検討会の進め方に関する提言

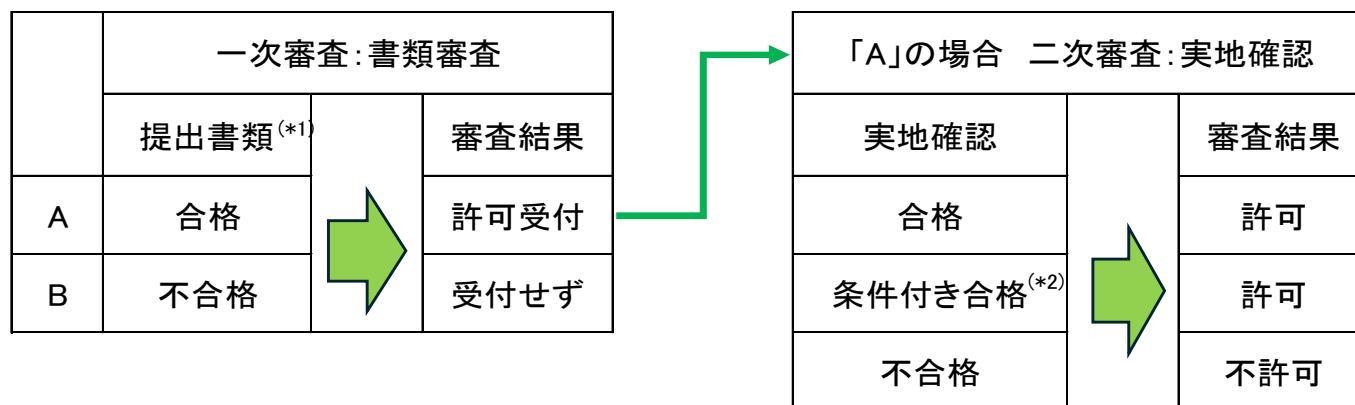
- ・今回の検討会は、循環経済促進の観点からではなく、不適正事業者撲滅の観点のみから、画一的な外形基準の各論（囲い、高さ制限、騒音等）の議論に終始しているが、この方向性では部分最適は達成できても、最終的に過剰な規制となり、全体最適を実現できない
- ・不適正事業者対策は、法令順守コストを負担しない不公正競争対策で、環境面に加え、税務面・労務面の問題も多い
- 個別の基準の議論ではなく、全体として実効性あるミニマムの規制体系の導入を目指した議論が必要と考える
- ・今回の検討会で、地方自治体の個別具体的な対応（条例）を参照するのは良いが、全国的な規制はナショナルミニマムでなければ、適正事業者の資源循環の活動にも影響を及ぼし、循環経済の実現への大きな障害となりうるため、条例の基準をベースに議論すべきではない
- ・秩序だったリサイクル産業の育成・発展のためには、要適金属・プラスチック物品の排出者である法人や個人にも適切な行動を求めるべきで、リサイクル業界のみに責任を負わせるのは適当ではない
- 当工業会としては、循環経済の国家戦略化の大方針に基づき、不適正事業者の排除とともに、適正事業者の保護・育成が図られるような、実効性ある規制体系の構築に向けた前向きの議論を期待する

実効性ある規制体系構築に関する日本鉄リサイクル工業会の提言と要望について②

2. 許可審査手続きに関する提言

上記目的について、規制・監督当局と適正事業者の負荷を最小限としつつ、不適正事業者を退場させるフローとして以下の2段階の許可審査手続きを提言する

(既存の廃掃法許可取得事業者については「みなし許可」となるため、新たな申請は不要)



(※1)許可申請にあたり提出を義務付ける書類:
法人:登記事項証明書、法人税消費税納税
証明書、社会保険料納入証明書、
労働者名簿、報酬賞与支払調書

代表者:納税証明書

(※2)「条件付き合格」は、工業会が従来から主張している「改正前の廃掃法上の許認可を必要としない事業のみ営んできた適正な事業者」に対する措置

(2段階許可審査のメリット)

- ・各自治体環境部局による実地確認の負荷軽減(一次審査で大半が脱落)
- ・実効性ある規制の全面実施までのリードタイムの短縮

(規制基準の各論との整合)

- ・不適正事業者はほとんどが厳格な一次審査をクリアできないと想定
- ・一次審査をクリアするのは地域との共生、納税・法令順守義務を果たす事業者

→ 二次審査(実地確認)において要求する個別の外形基準は、ナショナルミニマムの規制で十分

実効性ある規制体系構築に関する日本鉄リサイクル工業会の提言と要望について③

3. 法執行にあたっての要望

適正な国内資源循環の促進をより確実にするために、法執行にあたって下記2点の対応を要望する

(1) 排出者(法人)責任の厳格な適用

- ・廃掃法では排出者責任を厳格に規定:産業廃棄物については、許可のない事業者への委託は5年以下の拘禁刑あるいは1000万円以下の罰金
- ・今回の法改正廃掃法により、金属・プラスチックヤードは全て許可対象に

→今後不適正事業者との取引には厳正に対処すべき

- ・不適正事業者へ排出された場合の実効性ある取り締まりや事業者名の公表、罰則の強化など、排出者側の責任を明示し、周知することが重要
- ・解体工事現場等からのスクラップが不適正事業者に持ち込まれなくなれば、適正な資源循環の推進に大きく寄与

(2) 実効性ある執行(取り締まり)の実施

- ・家電4品目、小型家電28品目は、それぞれ既に個別法が施行されているものの、違法な無料回収業者の存在等により、個人から不適正事業者への流出が継続しており、法律制定時の思惑通りには機能していないと推定
- ・このような現状を放置したままで追加的に厳しい規制をしても、その規制の網の外に許可を持たない不適正事業者が残る懸念あり(特に今回の許可審査の過程で脱落した不適正事業者が水面下で活動を継続することを懸念)

→環境省のみならず、関係省庁連携で、全国で違法業者を摘発できるだけの体制・リソースの整備を要望

→これらの措置により、排出者(法人・個人)から不適正事業者への供給を止めることで、不適正事業者は存続できなくなり、自ずから適正な資源循環が促進される

実効性ある規制体系構築に関する日本鉄リサイクル工業会の提言と要望について④

4. LiB処分に関する要望

リサイクル業界が安心して事業運営できるように、LiB処分に関する責任の明確化につき対応を要望する

- ・既にLiB起因の火災が年間3万件以上発生（環境省調べ：令和7年度：再資源化施設（破碎・選別・圧縮等を行う場所）での火災：3万2,167件）
- ・LiBの更なる普及により、今後こうした火災は増えることはあっても減ることはない想定
- ・リサイクル業界に火災発生防止や延焼防止の観点で高さ規制や面積規制を課すだけでは、受動的な対応にとどまり実効性が担保できない
- ・LiBがリサイクルヤードに持ち込まれることのないように、LiB処分にあたっての責任の明確化（ex.各自治体で責任をもって回収する体制の構築等）が必須

リサイクル業界が今後の日本の国内資源循環の構築に大きな役割を果たしていくためには、不適正事業者の排除と同時に、少なくとも適正事業者の事業活動を阻害しない措置や育成も必要と考えることから、多層的で抜け道のない実効性ある規制体系・監査体制の構築を図っていただきたい

※本提言と要望の背景等詳細については(別紙2)参照